参考様式 11

許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

年　　月　　日

北海道知事　様

住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。）
（二人以上共同して申請する場合は全員記入すること）

北海道漁業調整規則第 11 条第 1 項に定める許可又は起業の認可に係る適格性に関する状況等について、以下のとおり申し立てます。

なお、申し立て内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

記

1　北海道漁業調整規則第 22 条（適格性の喪失による許可等の取消し等）の規定を承知します。

2　適格性に関する申し立て

項目	該当の有無 （該当する方に○を付すこと）
(1)許認可等の申請の日から起算して過去 3 ヶ年以内に、漁業又は労働に関する法令に違反した事実がある。 ［規則第 11 条第 1 項第 1 号関係］	無・有 （有の場合、3 に内容を記載すること）
(2)暴力団員等である。 ［規則第 11 条第 1 項第 2 号関係］	無・有
(3)法人の場合、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうち、上記(1)及び(2)のいずれかに該当する者がある。 ［規則第 11 条第 1 項第 3 号］	無・有
(4)暴力団員等がその事業活動を支配する者である。 ［規則第 11 条第 1 項第 4 号］	無・有
(5)許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさない。 ［規則第 11 条第 1 項第 5 号］	無・有

3　上記 2 の(1)で有る場合、その内容（記載欄が不足する場合は、適宜、欄を追加してください）

項目	内容
（記載例）漁業に関する法令違反	北海道知事の許可を受けずに○○漁業を営み、○○海上保安部に検挙された（平成○年○月○日刑確定）

［記載要領］

1　漁業又は労働に関する法令とは、裏面記載の法令等をいう。

2　暴力団員等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

3　2 の(5)は、制限措置とは別に、許可を受けようとする船舶等についての基準が定められている場合に記入すること。

（裏面につづく）

（裏面）

漁業関係法令

(1)漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
(2)水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
(3)臘虎膃肭獣猟獲取締法（明治 45 年法律第 21 号）
(4)外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）
(5)排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成８年法律第 76 号）
(6)持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
(7)内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）
(8)上記の法律に基づく命令
(9)北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第 94 号）並びに同規則に基づく命令

労働関係法令

(1)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
(2)船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）
(3)船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
(4)労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
(5)労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
(6)労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
(7)船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
(8)船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）
(9)労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
(10)船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）
(11)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
(12)最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
(13)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
(14)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
(15)上記の法律に基づく命令